

## 南砺市農業委員会第11回総会会議録

- 1.招集日時 令和 3年 5月 7日
- 2.開会時刻 令和 3年 6月 3日 午後1時55分
- 3.閉会時刻 令和 3年 6月 3日 午後2時25分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	欠	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	欠
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第49号 空き家に付随する農地の指定解除について

第3 報告事項

報告第 25 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消し願  
について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 田原 雅之、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長	<p>定刻前ではありますが、出席予定の方がすべてお揃いですので始めたいと思います。本日は麦刈りや溝切でお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 18 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。</p>
会長	<p>大変お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。田植えもひと段落し、麦刈りも天候に恵まれ、農作業もはかどるのではないかと考えています。</p> <p>会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。</p> <p>本日の署名委員は 3 番委員、4 番委員の 2 名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。</p>
議長	<p>議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>＝議案第 47 号について議案書をもとに朗読・説明＝</p>
事務局	<p>今回 4 件の申請がありました。面積は田 1,396 m<sup>2</sup>、畑 115 m<sup>2</sup> 計 1,511 m<sup>2</sup>です。</p>

事務局

分家住宅敷地	1件	田	1筆	324 m <sup>2</sup>
分譲住宅敷地	2件	田	3筆	1,072 m <sup>2</sup>
駐車場敷地	1件	畑	1筆	115 m <sup>2</sup>
計	4件		5筆	1,511 m <sup>2</sup>

受付番号1番です。

譲受人〇〇〇〇さんは申請地 田 324 m<sup>2</sup>を分家住宅敷地として転用するものです。譲受人は、現在アパートに住んでいますが、子供が生まれて手狭になり両親の近くで住宅を求めたものです。

農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号2番及び3番です。

申請地は用途地域であり、1km圏内に保育園から高校まで教育施設がそろっており、行政施設・スーパー・駅なども近くにあり生活するには便利な場所です。この地で住宅の取得を望んでも周辺に分譲地がないとの声があり、令和3年に既に宅地であった場所を利用して5区画造成し販売したところ、現在残り2区画となっています。この2区画も現在商談中であり、この地での需要はまだあると判断し今回の申請に至ったものです。2番は1区画、3番は4区画での分譲を予定しています。

農地区分は都市計画法上の用途地域の3種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号4番です。

譲受人〇〇〇〇さんは申請地 畑 115 m<sup>2</sup>を駐車場敷地として転用するものです。

既存の駐車場は進入路が狭く農道と用悪水路もあることから、冬期は止むを得ず自宅前の狭いスペースに置いています。自宅に隣接する申請地の所有者である譲渡人に相談したところ、既存の駐車場として利用していた雑種地と交換することで了解を得られたものです。既存の駐車場は田に復元して譲渡人の田と一緒に耕作する予定です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)



(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の議題へ進みます。

議長 議案第 49 号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 49 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 申出件数は 1 件です。〇〇地域内で、地目は畑 1 筆 64 m<sup>2</sup> となっています。

先月の議案で 3 条の許可をいただいたものです。所有権移転登記を完了したため、今回申出書が提出されたものです。今回の指定解除により、空き家に付随する農地として農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は 0.1 a から本来の面積要件 50 a に戻ります。

議長 ありがとうございます。以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
議案第 49 号 空き家に付随する農地の指定解除についての決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 25 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 25 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の届出がありました。

譲受人は〇〇〇〇〇〇(株)で譲渡人〇〇〇〇〇〇の畑 96 m<sup>2</sup>の内 2.25 m<sup>2</sup>に携帯電話無線基地局を設置するものです。転用許可の不許可の例外に該当するため、届出により報告させていただきます。

議長

この報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 26 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 6 件の届出がありました。

面積は田 1,195 m<sup>2</sup>、畑 1,915 m<sup>2</sup>、計 3,110 m<sup>2</sup>です。

受付番号 1 番は、県へ売買したものです。

受付番号 2 番は、5 条申請の受付番号 2 番に伴うものです。

受付番号 3 番及び 4 番は、今後宅地に転用すると聞いております。転用申請は今後提出される予定です。

受付番号 5 番及び 6 番は、賃借人が他のところを借りたので解約するものです。今後は地元の法人が預かることとなります。

議長

この報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

報告第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消し願いについて、事務局より説明を求めます。

＝報告第 27 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

譲渡人〇〇〇〇は、当時自営で〇〇を作っており、東京で働いていた譲受人である息子〇〇さんのために住宅を建築する予定で田 310 m<sup>2</sup>を住宅敷地に転用する許可を得たのですが、その後経営が立ち行かなくなり負債を背負い競売で自宅を失うこととなってしまいました。そのため転用は白紙になり、現在は二人で〇〇に住んでいます。

この度、願出地を地元の法人が農地として取得することになったため、転用の取消し願いが提出され県に進達したものです。

議長

この報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

続いてその他について事務局からお願いいたします。

事務局

(営農型太陽光発電について)

県内に事例はないが、過去に質問もあったため情報提供として資料配布及び説明

- ・農業に関する手続きと発電に関する手続きが必要
- ・一時転用となる
- ・支柱を建てることで農業生産への障害がないか毎年報告も必要

議長

何かございましたら、ご意見等お伺いいたします。

(特になし)

会長

今朝新聞にイノシシの肉を流通してもよいという記事が載っていました。一昨年は豚熱が流行り、富山県でも養豚のワクチン接種や、イノシシへの経口ワクチン散布によって豚熱を防いでいますが、〇〇県では野生イノシシが豚熱に感染したため相当数減らせたという話もあります。どっちがよかったのかわかりませんが、今年も農業会議から狩猟者に対しての補助の要望は出してもらっています。警察の手続きが厳しくなったのでかなり狩猟免許を持っている人が減っているのが現状で、猟友会の後継者確保も求められています。

議長 ほかになにかございましたら、ご意見等お伺いいたします。

議長 特にないようですので、本日の議案・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和3年7月1日（木）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後2時25分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長